

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

相談支援に係る指定基準省令（案）等の関係資料の送付について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、自治体における法施行の準備を円滑に進めるため、取り急ぎ別添のとおり関係資料を送付いたしますので、これを参考に平成24年4月の施行に向けた事業者指定事務や支給決定事務等の準備を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、

- ・ 管内市町村に対する当該資料の情報提供や指定事務等に係る助言・指導
- ・ 指定都市・中核市への指定一般相談支援事業者の指定事務に係る引継ぎ等
- ・ 管内の相談支援事業者等への指定手続等の周知

等、平成24年4月の法の円滑な施行に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本資料は現時点の案であり、今後、内容の変更がありうることを申し添えます。

※ 今後、自治体からのご意見等を踏まえて必要な修正やQ&Aの発出等を行っていくこととしているため、ご意見等がございましたら別紙様式により下記メールアドレス宛、平成24年2月13日（月）までにご提出願います。

記

【送付資料】

- 1 相談支援関係の指定基準省令（案）
 - ・ 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（案）
 - ・ 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（案）
 - ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（案）
- 2 相談支援関係の事業者指定事務関係
 - ・ 相談支援事業者の指定に当たっての留意事項
 - ・ 指定一般相談支援事業者の指定様式（都道府県・指定都市・中核市分）
 - ・ 指定特定・障害児相談支援事業者の「指定等に関する規則・指定様式」（市町村分）
- 3 介護給付費等の支給決定等について（案）
- 4 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（案）
- 5 （参考）平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（相談支援部分）

【相談支援関係 担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室 相談支援係 栗原、山崎、内藤
TEL：03-5253-1111（内線：3149）
E-mail：yamazaki-ryouhei@mhlw.go.jp